

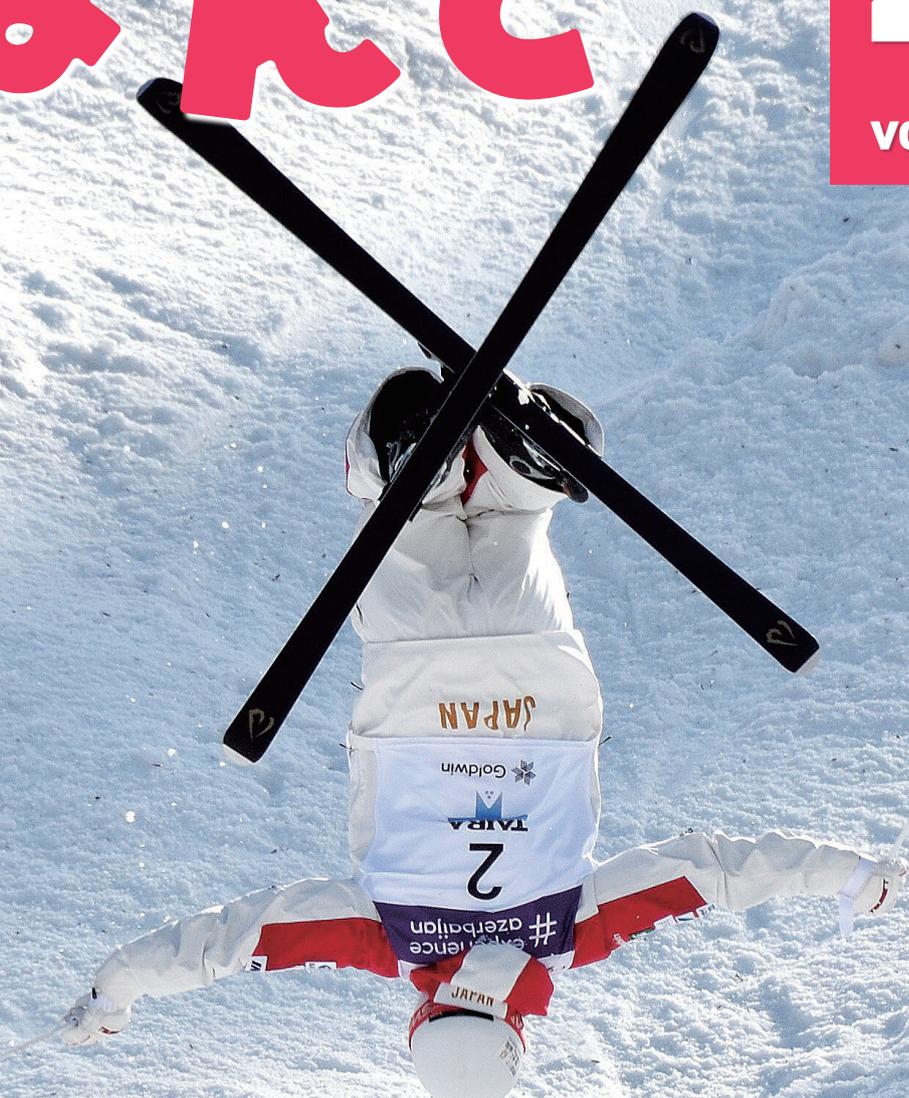
令和8年
2026

4 月号

vol.257

広報

なんと



世界の技、 南砺の空に舞う。

たいらスキー場で開催された「FIS フリースタイル
スキー・ワールドカップ」。

世界トップレベルのアスリートが繰り出す華麗な
エアが、冬の南砺を熱く盛り上げました。

- 2 特集・市民の命を守る
「地域医療」を未来につなぐために
- 8 行政組織の再編



なんとみらいちゃん
(モーグルバージョン)

市民の命を守る

「地域医療」を未来につなぐために



本号の内容について

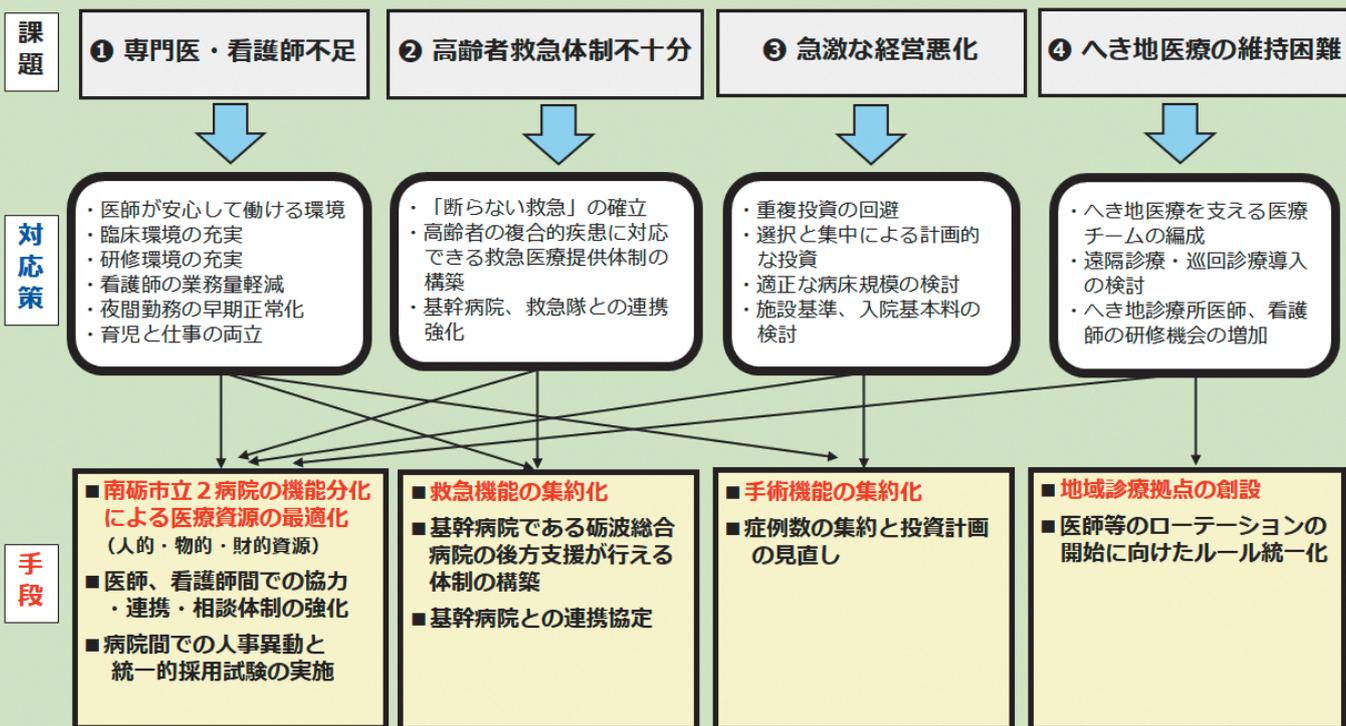
広報なんと2月号より連載を開始した南砺市立2病院の再編に関する特集について、今回は、南砺市立医療機関における「待ったなし」の課題や、砺波医療圏における課題に対応するため、市が提案している南砺市立2病院の再編内容について、詳しくお伝えします。なお、この再編案については、引き続き、南砺市議会の「医療のあり方検討特別委員会」において、様々な観点から議論されます。

1 市内の課題への対応

市では、多くの自治体病院の再編支援に実績のある経営アドバイザーや県とともに、南砺市立医療機関が抱える「待ったなし」の課題の対応策について協議してきました。市内における課題の解消には、以下図表1に掲げる対応策が必要であり、これらを実現するためには、南砺市立2病院の壁を超えた運営体制へと移行していく必要があります。

【図表1】市内の課題への対応

南砺市立医療機関をとりまく「待ったなし」の課題への対応



2 砺波医療圏における課題への対応

一方、砺波医療圏においても次の課題があります。2026年2月17日に開催された砺波地域医療構想調整会議では、県の委託を受けた富山大学附属病院から、砺波医療圏における医療提供データ分析に基づく現状と課題が公表されました。主な点は、以下のとおりです。

● 砺波医療圏における現状と課題

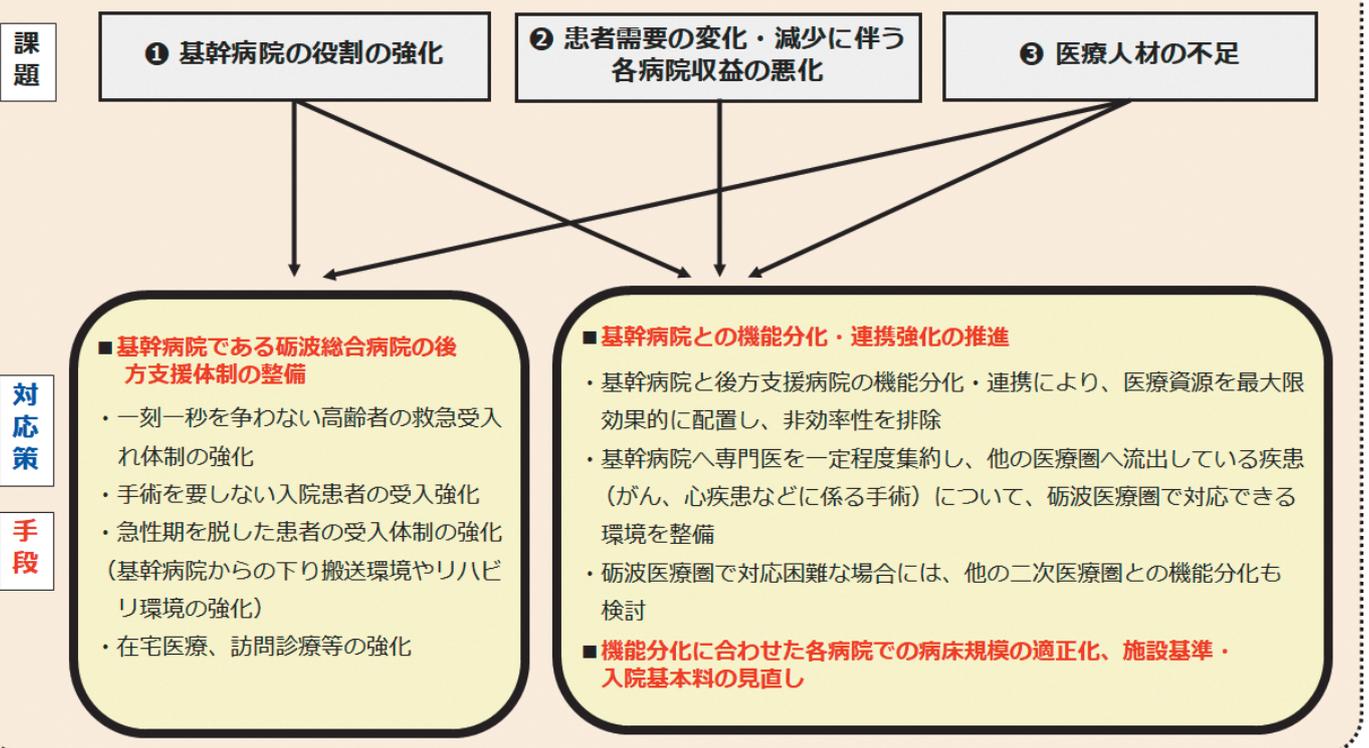
- ・手術は砺波総合病院が中心で南砺市民病院と北陸中央病院が補完
- ・砺波医療圏では、がんや心疾患の手術患者が富山医療圏や高岡医療圏へ流出
- ・外来患者の約7割が後期高齢者で、今後の増加は見込めない
- ・訪問診療、介護予防を目的とした訪問リハビリテーションなどは需要がある可能性があるが、いずれにせよ、医療従事者の確保が課題
- ・20万人未満の小規模医療圏であり、将来的な医療需要の増加は期待できない
- ・砺波医療圏においては、病院の機能と規模を再検討する必要がある
- ・南砺市立2病院と砺波総合病院の間で、再編統合や機能分化を検討しなければ共倒れの可能性

基幹病院である砺波総合病院が基幹病院としての診療機能を十分に発揮できるよう「基幹病院を後方支援する病院」が必要となります。



【図表2】 砺波医療圏の課題への対応

砺波医療圏における課題への対応



3 南砺市立2病院の再編（案）

南砺市立2病院の再編においては、単に市内の医療課題を解決するためだけでなく、砺波医療圏における課題にも対応できる再編が求められます。市では限られた医療資源を一定程度集約し、基幹病院の後方支援を行うとともに、きめ細やかな地域医療を提供していくための再編案を提案しています。市では、この再編を行う場合、2～3年程度の移行期間が必要と見込んでいます。



【図表3】南砺市立2病院の再編（案）

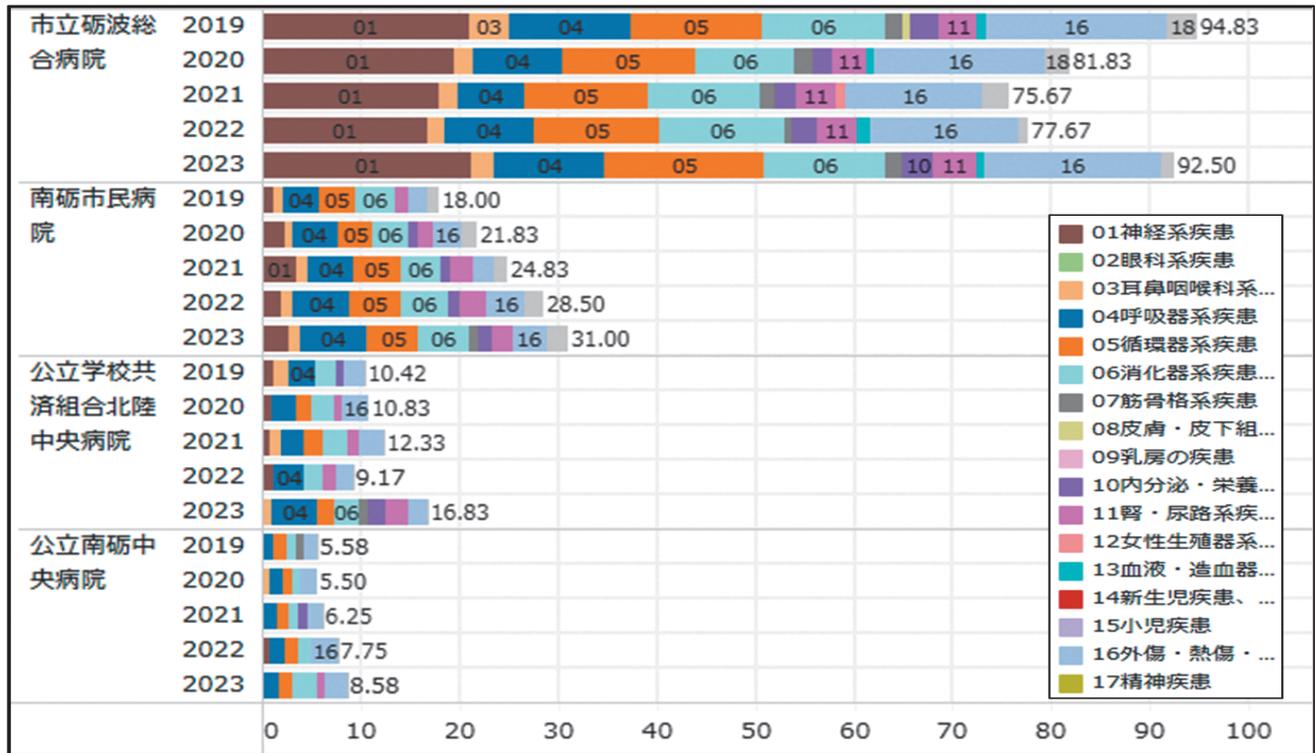
| 医療機能 | 再編の目的 | 再編の概要 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| (1) 救急機能 | ① 市民の安全・安心を守り、地域医療の質を維持 ② 基幹病院である砺波総合病院を後方支援 | 1箇所に集約 |
| (2) 手術機能 | ① 限られた医療資源の最適配置 ② 基幹病院の後方支援病院としての高齢者手術の習熟 ③ 医師が安心して手術を行える環境の整備 ④ 医療機器等の重複投資回避による病院経営の健全化 | 1箇所に集約 |
| (3) 外来機能 | ① 市民に身近な診療機能であるため、医師が確保できないなどやむを得ない場合を除き、原則、集約しない | 原則、集約しない |
| (4) 入院機能 | ① 限られた医療資源の最適化 ② 基幹病院である砺波総合病院を後方支援 | 機能分化に応じ、 適正な病床規模を双方に配置 |
| (5) へき地医療体制 | ① 医療従事者不足が慢性化するへき地診療の維持継続 ② 民間開業医の高齢化に伴う訪問診療の担い手不足への対応 | 地域診療拠点を創設 |

(1) 救急機能の集約について

救急機能の集約先は、常勤医師および常勤看護師が多く勤務し、現在も砺波総合病院に次ぐ救急受入実績のある南砺市民病院を予定しています。同院では、2020年よりドクターカーを本格稼働させ、救急隊と共に患者の救急対応に大きく貢献してきました。また、同院には、消化器系、腎・尿路系、呼吸器系など高齢者に多くみられる疾患に対応した常勤専門医が幅広く勤務していることから、救急搬送患者の包括的管理体制がより充実しています。救急機能を集約化する南砺市民病院では、平日夜間・休日を含めた365日24時間体制での救急搬送の受入に対応し、市内で完結が可能な搬送案件については、原則、全て受け入れることを目指します。

南砺中央病院においては、一定程度の医師数が院内に勤務する平日の日中に限り、受入可能な範囲において救急受入に対応することを予定しています。

【図表4】 砺波医療圏における救急搬送入院対応状況（2019-2023） ※症例数/月



(2) 手術機能の集約について

手術機能の集約先は、救急機能を集約する南砺市民病院を予定しています。

もう一方の南砺中央病院では、整形外科手術における長年の実績から地域住民の厚い信頼を得てきました。しかしながら、今後の高齢者疾患の増加を踏まえると、高齢者の特性に広く対応できる手術部門が必要となります。

南砺市民病院では、図表5のとおり、高齢者に多い疾患に係る手術を幅広く実施しています。また、図表6のとおり、複数の診療科にわたり常勤医師が多く勤務していることから、術後管理においても高齢者の複合的な疾患や合併症に対応しやすいという利点があります。医療安全面においても、世界基準であるJCI認証や、日本医療機能評価機構による病院機能評価を取得しており、医師が安心して手術を行える環境が整っています。

【図表5】 南砺市立2病院における手術実績（2024年度実績）

| 手術部門 | 南砺市民病院 | 南砺中央病院 |
|-------------|--------|--------|
| ① 外科 | 107件 | 14件 |
| ② 整形外科 | 34件 | 279件 |
| ③ 眼科 | 286件 | 0件 |
| ④ 泌尿器科 | 228件 | 0件 |
| ⑤ 内科（ポート創設） | 47件 | 28件 |
| ⑥ その他 | 48件 | 9件 |
| 合計手術件数 | 750件 | 330件 |



【図表6】南砺市立2病院における常勤医師数（2025.3.31現在）

(1) 大学医局等別

| 南砺市民病院 | 医師数 | 南砺中央病院 | 医師数 |
|---------------|-----------|---------------|----------|
| ① 金沢大学附属病院 | 9 | ① 金沢大学附属病院 | 4 |
| 呼吸器内科 | 2 | 内科 | 1 |
| 血液内科 | 2 | 整形外科 | 3 |
| 小児科 | 1 | | |
| 消化器外科 | 1 | | |
| 泌尿器科 | 1 | | |
| 眼科 | 1 | | |
| 歯科口腔外科 | 1 | | |
| ② 富山大学附属病院 | 6 | | |
| 糖尿病代謝・内分泌内科 | 1 | | |
| 腎・高血圧内科 | 1 | | |
| 消化器内科 | 2 | | |
| 放射線診断科 | 1 | | |
| 総合診療科 | 1 | | |
| ③ 金沢医科大学 | 2 | | |
| 整形外科 | 2 | | |
| ④ 富山県 | 1 | ④ 富山県 | 1 |
| 外科 | 1 | 内科 | 1 |
| ⑤ 大学医局等に所属しない | 7 | ⑤ 大学医局等に所属しない | 2 |
| 内科、外科 | 7 | 内科 | 2 |
| 常勤医師数 | 25 | 常勤医師数 | 7 |

(2) 診療科別

| 南砺市民病院 | 医師数 | 南砺中央病院 | 医師数 |
|--------------|-----------|--------------|----------|
| ① 内科 | 14 | ① 内科 | 4 |
| 金沢大学附属病院 | 4 | 金沢大学附属病院 | 1 |
| 富山大学附属病院 | 4 | 富山県 | 1 |
| 大学医局等に所属しない | 6 | 大学医局等に所属しない | 2 |
| ② 外科 | 3 | | |
| 金沢大学附属病院 | 1 | | |
| 富山県 | 1 | | |
| 大学医局等に所属しない | 1 | | |
| ③ 泌尿器科 | 1 | | |
| 金沢大学附属病院 | 1 | | |
| ④ 眼科 | 1 | | |
| 金沢大学附属病院 | 1 | | |
| ⑤ 整形外科 | 2 | ⑤ 整形外科 | 3 |
| 金沢医科大学 | 2 | 金沢大学附属病院 | 3 |
| ⑥ 歯科口腔外科 | 1 | | |
| 金沢大学附属病院 | 1 | | |
| ⑦ 総合診療科 | 1 | | |
| 富山大学附属病院 | 1 | | |
| ⑧ 小児科 | 1 | | |
| 金沢大学附属病院 | 1 | | |
| ⑨ 放射線診断科 | 1 | | |
| 富山大学附属病院 | 1 | | |
| 常勤医師数 | 25 | 常勤医師数 | 7 |

※南砺市民病院の常勤医師数25人には、一時的に富山大学附属病院に在籍している2名の医師（総合診療医1名・血液内科医1名）を含んでいません。

(3) 外来機能

外来機能については、市民にもっとも近い診療機能であることを踏まえ、1箇所に集約させることなく、南砺市立2病院それぞれに現在の外来機能を維持することを基本とします。ただし、医師の確保が困難な場合や診療科を集約させることで市民の皆さんに提供できる医療サービスが格段に向上する場合には、その診療科に限り、より幅広い外来機能を有する南砺市民病院へと集約していきます。専門医の確保が困難となっていく中でも、地域医療水準を大きく低下させないため、南砺市立医療機関においては、総合診療医や専門医であっても包括的な診療を行うことができる医師を育成できる環境を整えていきます。



(4) 入院機能

南砺市立2病院の入院機能については、再編による機能に応じ、病床数の適正化をはかった上で双方の病院に配置する予定としています。救急機能と手術機能を集約させる南砺市民病院には、医療資源を多く必要とする高齢者中心の入院病床を配置し、南砺中央病院には、日常生活への復帰を支援するための入院病床を配置します。

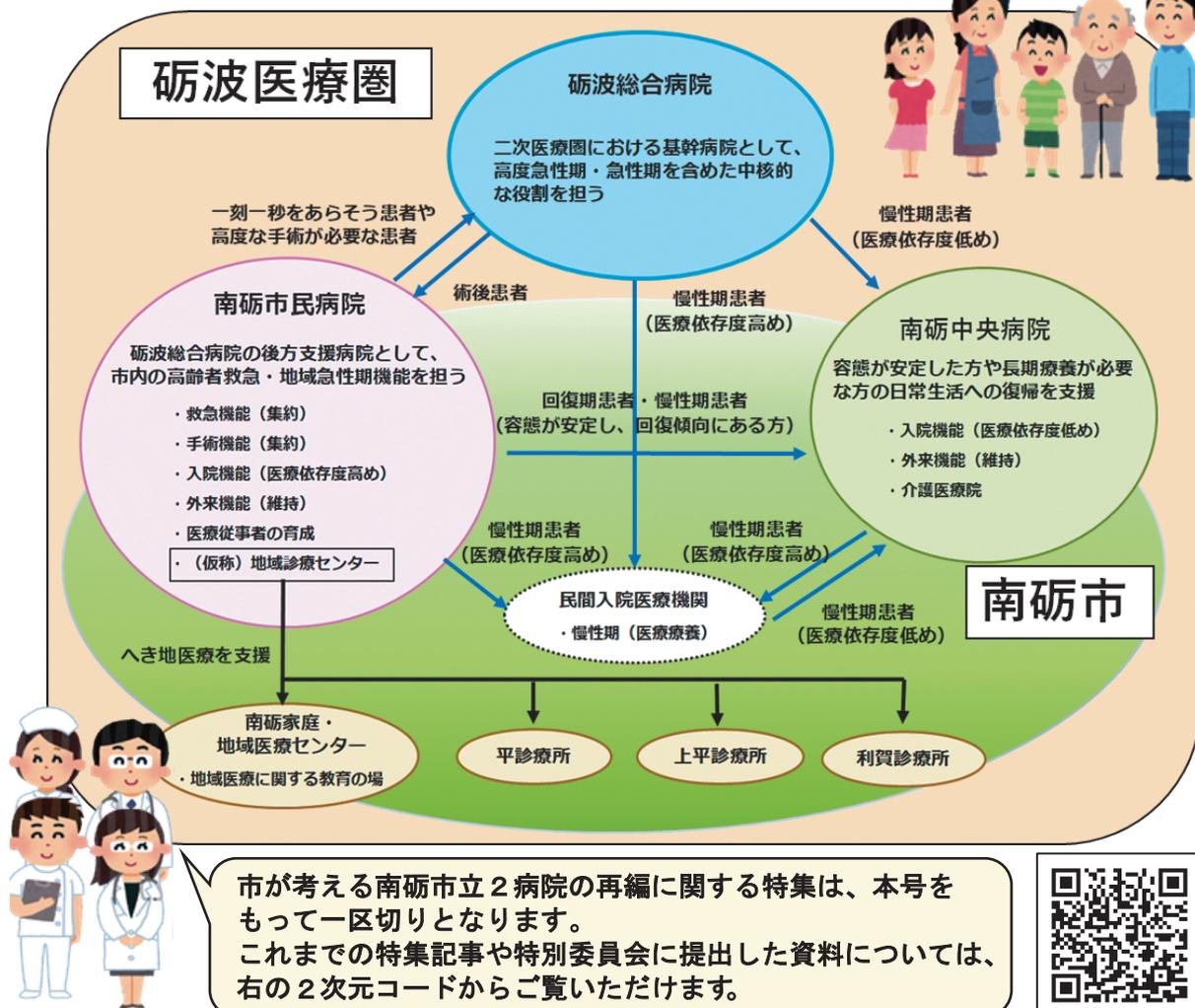
(5) 地域診療拠点

今回の医療再編において、医療従事者の不足が慢性化している山間部におけるへき地診療の維持継続や、民間開業医の高齢化等に伴う訪問診療の担い手不足に対応するため、地域診療拠点（仮称：地域診療センター）を創設します。本地域診療拠点では、持続可能なへき地医療提供体制の構築に向け、遠隔診療や巡回診療の導入などについても検討していきます。

4 再編後の姿（基幹病院との関係）

南砺市立2病院の再編は、市内の医療課題を解消するとともに、砺波医療圏全体の課題に対応していくための未来への再編です。「市立病院単体で完結する医療」から「二次医療圏以上で完結する医療」へと移行し、基幹病院、関連病院と共に地域医療を未来へとつないでいきます。持続可能な地域医療提供体制の構築に向け、市民の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

【図表7】市が考える再編後の姿



問い合わせ 医療課 ☎0763-23-1003

行政組織を再編します（令和8年4月～）

行政課題、特に「人口対策」に重点を置き、より積極的な施策の展開、住民サービスの利便性向上のため課・係の新設や統廃合を行います。
※変更のある部署のみ記載しています。

令和8年3月31日まで

令和8年4月1日から

総合政策部

<主な再編内容及び理由>

- 政策推進課の強化：「移住定住係」を新設し、人口対策、シティプロモーション、DX 推進を総合的に担う。
- 未来創造課の新設：まちづくり、交通政策、SDGs を集約し、地域課題の解決と未来のまちづくりへの投資を主導していく。

| | |
|-------|----------|
| 課 | 係（1室4係） |
| 政策推進課 | 地方創生推進係 |
| | まちづくり推進係 |
| | 交通政策係 |
| 秘書室 | 秘書係 |

| | |
|-------|---------|
| 課 | 係（1室4係） |
| 政策推進課 | 地方創生推進係 |
| | 情報政策係 |
| | 移住定住係 |
| 秘書広報室 | 秘書広報係 |

| | |
|--------|---------|
| 課 | 係（1室2係） |
| 情報政策課 | 情報係 |
| | 広報統計係 |
| DX 推進室 | |

| | |
|-----------|----------|
| 課 | 係（1室3係） |
| 未来創造課 | まちづくり推進係 |
| | 交通政策係 |
| エコビレッジ推進室 | SDGs 推進係 |

| | |
|-----------|-----------|
| 課 | 係（2係） |
| エコビレッジ推進課 | SDGs 推進係 |
| | ゼロカーボン推進係 |

総務部及び会計課

<主な再編内容及び理由>

- 行革・施設管理の集約：行革推進機能を総務課へ、施設管理機能を財政課へ集約し、庁内横断的な改革と効率的な営繕体制を構築する。
- 会計・契約業務の統合：財政課の契約検査係を会計課へ移管し、契約・検査・支払の一連の事務を一体化して担う。

| | |
|-----|---------|
| 課 | 係（3係） |
| 総務課 | 総務係 |
| | 防災危機管理係 |
| | 人事係 |

| | |
|-------|---------|
| 課 | 係（1室4係） |
| 総務課 | 総務係 |
| | 防災危機管理係 |
| | 人事係 |
| 行革推進室 | 行革推進係 |

| | |
|-----|--------|
| 課 | 係（3係） |
| 財政課 | 財政係 |
| | 管財係 |
| | 契約・検査係 |

| | |
|-----|-------|
| 課 | 係（2係） |
| 財政課 | 財政係 |
| | 管財係 |

| | |
|----------|-------|
| 課 | 係（2係） |
| 行革・施設管理課 | 行革推進係 |
| | 施設管理係 |

| | |
|-----|--------|
| 課 | 係（2係） |
| 会計課 | 会計係 |
| | 契約・検査係 |

ふるさと整備部

<主な再編内容及び理由>

- 住宅・空き家対策の連携：道路整備課を「都市整備課」と名称変更し、新たに「住宅政策係」を新設する。
都市計画と住環境整備、空き家対策を連携して推進する。

| | |
|-------|----------|
| 課 | 係（2係） |
| 道路整備課 | 道路街路係 |
| | 都市計画・用地係 |

| | |
|-------|----------|
| 課 | 係（3係） |
| 都市整備課 | 道路街路係 |
| | 都市計画・用地係 |
| | 住宅政策係 |

| | |
|---------|---------|
| 課 | 係（1室3係） |
| 建設維持課 | 道路維持係 |
| | 公園・河川係 |
| | 五箇山建設係 |
| 利賀ダム推進室 | |

| | |
|---------|---------|
| 課 | 係（1室2係） |
| 建設維持課 | 道路維持係 |
| | 公園・河川係 |
| 利賀ダム推進室 | |

※五箇山建設係は廃止

令和8年3月31日まで

令和8年4月1日から

市民協働部

<主な再編内容及び理由>

- 窓口のワンストップ化：健康課の「国保・年金係」を市民課へ移管し、住民票などの届出と保険・年金の手続きを一本化し、利便性を高める。
- 市民協働の推進：生活環境課を廃止するとともに、南砺で暮らしません課を「市民協働課」へ名称変更する。地域活動や環境問題など身近な課題解決の取組を市民と行政が一体となり互いに支え合うまちづくりを強化していく。

| | |
|-----|---------|
| 課 | 係 (2 係) |
| 市民課 | 戸籍住民係 |
| | 市民センター |

| | |
|-------|---------|
| 課 | 係 (2 係) |
| 生活環境課 | 生活安全係 |
| | 生活衛生係 |

| | |
|------------|-------------------|
| 課 | 係 (4 係) |
| 南砺で暮らしません課 | 協働のまちづくり係 |
| | ジェンダーギャップ対策・婚活若者係 |
| | 定住・空き家対策係 |
| | 住宅係 |

| | |
|-----|---------|
| 課 | 係 (3 係) |
| 市民課 | 戸籍住民係 |
| | 国保・年金係 |
| | 市民センター |

| | |
|-------|-------------------|
| 課 | 係 (4 係) |
| 市民協働課 | 地域協働係 |
| | ジェンダーギャップ対策・婚活若者係 |
| | 生活安全係 |
| | 環境政策係 |

地域包括医療ケア部

<主な再編内容及び理由>

- 窓口のワンストップ化：健康課の「国保・年金係」を市民課へ移管し、住民票などの届出と保険・年金の手続きを一本化し、利便性を高める。

| | |
|--------|----------------|
| 課 | 係 (1 センター 4 係) |
| 健康課 | 健康増進係 |
| | 国保・年金係 |
| 保健センター | 母子保健係 |
| | 感染症予防係 |

| | |
|--------|----------------|
| 課 | 係 (1 センター 3 係) |
| 健康課 | 健康増進係 |
| 保健センター | 母子保健係 |
| | 感染症予防係 |

ブランド戦略部

<主な再編内容及び理由>

- 産業・企業誘致の分科：企業誘致と企業立地を係として独立させ、戦略的な誘致活動を行う部門と、受け入れ用地の整備を担う部門に機能を分離し、産業誘致をより推進する。
- 文化・芸術施策の統合：文化・世界遺産課と生涯学習スポーツ課を統合し、「生涯学習・文化振興課」と「世界遺産保全室」を新設する。福光美術館と併せて、教育部へ移管する。地域の文化財保護と教育・生涯学習を一体的に進める。

| | |
|---------------------|-------------|
| 課 | 係 (1 室 2 係) |
| 商工企業立地課 | 商工振興係 |
| | 企業立地雇用推進係 |
| PLAY EARTH PARK 推進室 | |

| | |
|---------------------|-------------|
| 課 | 係 (1 室 3 係) |
| 商工企業立地課 | 商工振興係 |
| | 企業誘致係 |
| | 企業立地係 |
| PLAY EARTH PARK 推進室 | |

| | |
|----------------|-------------|
| 課 | 係 (1 室 2 係) |
| 交流観光まちづくり課 | 観光施設係 |
| | 交流観光係 |
| ブランドプロモーション推進室 | |

| | |
|----------------|-------------|
| 課 | 係 (1 室 2 係) |
| 交流観光課 | 観光施設係 |
| | 交流観光係 |
| ブランドプロモーション推進室 | |

| | |
|----------|-----------|
| 課 | 係 (2 係) |
| 文化・世界遺産課 | 文化振興係 |
| | 世界遺産・文化財係 |

| | |
|---|-------|
| 課 | 福光美術館 |
|---|-------|

教育部

| | |
|-----------|---------|
| 課 | 係 (2 係) |
| 生涯学習スポーツ課 | 生涯学習係 |
| | スポーツ係 |

教育部へ移管

教育部

| | |
|------------|-------------|
| 課 | 係 (1 室 3 係) |
| 生涯学習・文化振興課 | 生涯学習・文化振興係 |
| | スポーツ係 |
| | 文化財係 |
| 世界遺産保全室 | |

| | |
|---|-------|
| 課 | 福光美術館 |
|---|-------|

問い合わせ 総務課 人事係 ☎0763-23-2003

令和8・9年度採用 市役所職員・病院職員募集

採用職種・人数・応募資格

| 採用職種 | 採用 予定数 | 受験資格 | 応募入力期限・応募方法 (郵送の場合消印有効) | 1次試験日程 及び試験内容 | 採用時期 |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 一般行政 | 15人 程度 | 平成4年4月2日から 平成17年4月1日まで に生まれた人 | 5月21日 (木) | 1次試験 5月30日(土)から 6月7日(日)までの間 | 令和9年 4月1日 |
| 技師 (土木・建築) | 2人 程度 | | 同日実施の「一般 行政(社会人枠)」 との併願不可 | | |
| 一般行政 (社会人枠) | 5人 程度 | 昭和62年4月2日以降 に生まれた人で、学 校教育法による4年 制大学を令和8年3月 までに卒業した人 (受験資格を拡大し ました！) | 5月21日 (木) | 全国のテストセンター 会場で都合の良い場 所・日時で受験 基礎能力検査、 事務能力検査 (公務員試験対策不要) | 令和8年 10月1日 ※令和9年4月 1日採用枠は 7月にお知ら せします。 |
| U・I・Jターン希望者や社会人経験者、スポーツ、文化芸術などさま ざまな分野で努力されている方を対象に、優れた人材を募集します。 | | | | | |
| 保育士 (社会人枠) | 4人 程度 | 保育士資格を 有する人 | 5月7日 (木) | 1次試験 5月28日(木) 小論文、面接 | 令和8年 10月1日 または 令和9年 4月1日 |
| U・I・Jターン希望者や保育士としての勤務経験者など、資格取得者 を対象に即戦力となる優れた人材を募集します。 | | | | | |
| 保育士 | 8人 程度 | 保育士資格を有する 人または令和9年3月 末日までに保育士資 格を取得見込みの人 | 6月9日 (火) | 1次試験 6月20日(土)から 6月28日(日)までの間 | 令和9年 4月1日 |
| 保健師 | 2人 程度 | 平成9年4月2日以降 に生まれた人で保健 師資格を有する人又 は令和9年3月末日ま でに保健師資格を取 得見込みの人 | | 全国のテストセンター 会場で都合の良い場 所・日時で受験 基礎能力検査、 事務能力検査 (公務員試験対策不要) | |
| 一般事務 (障がい者枠) | 若干人 | 昭和62年4月2日から 平成20年4月1日まで に生まれた人で障害 者手帳の交付を受け ている人 | 6月9日 (火) | 1次試験 6月28日(日) 教養試験、面接 | 令和8年 10月1日 |
| 病院職員 | ○南砺市民病院： 薬剤師3人程度、看護師5人程度、 臨床検査技師1人程度※、 臨床工学技士1人程度、 作業療法士1人程度※ ○公立南砺中央病院： 薬剤師1人程度※、 看護師5人程度、介護福祉士1人程度 ○訪問看護ステーション： 看護師1人程度 ○診療所：看護師1人程度 ※印のある職種は令和9年度(令和9年 4月1日)採用のみ募集します。 | | 5月20日 (水) | 1次試験 6月7日(日) 作文・面接 | 令和8年 10月1日 または 令和9年 4月1日 |
| | | | | | |

◆申込・問い合わせ

・募集要項及び受験申込書等は、市ホームページからダウンロードしてください。



市職員採用情報は
こちら
(市ホームページ)

問い合わせ 総務課 人事係 ☎0763-23-2003 医療課 ☎0763-23-1003

税務課からのお知らせ

固定資産の閲覧・縦覧について

固定資産税課税台帳の閲覧

◇閲覧できる方

固定資産税の納税義務者(同居の親族)、納税管理人、借地人、借家人

◇閲覧期間

4月1日(水)～翌年3月31日(水)(閉庁日を除く)

◇閲覧場所

税務課、各市民センター

◇手数料

300円/件

※4月1日(水)～4月30日(木)は無料です

◇必要なもの

マイナンバーカードなど本人確認ができるもの

●代理人の場合

①代理人であることを示す委任状

②代理人の身元が確認できるマイナンバーカードなど

●借地・借家人の場合 その権利関係を示す契約書など

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

◇縦覧できる方

●土地価格等縦覧帳簿

市内に所在する土地の固定資産税の納税義務者

●家屋価格等縦覧帳簿

市内に所在する家屋の固定資産税の納税義務者

◇縦覧期間

4月1日(水)～4月30日(木)(閉庁日を除く)

◇縦覧場所

税務課

◇手数料

無料

◇必要なもの

マイナンバーカードなど本人確認ができるもの

問い合わせ

税務課 資産税係 ☎076312312033

軽自動車税の減免について



障がいのある方等が所有する軽自動車について、障がいの程度などの要件により、軽自動車税の減免を受けられます。

【減免対象車両】

障がいのある方(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)の通院、通勤、通学等のために使用する軽自動車などで、次のいずれかに該当する場合

- ①障がいのある方本人が運転する軽自動車等
- ②障がいのある方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する軽自動車等

(注)減免を受けるためには、車検証に記載されている「所有者(納税義務者)」が障がいのある方本人であることが必要です。ただし、障がいのある方が18歳未満である場合や、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、生計を一にする方の名義でも対象となります。

軽自動車税の減免対象となる障がい者の範囲

| 障害区分 | 本人が運転する場合 | 生計を一にする者または障害者を常時介護するものが運転する場合 | |
|---------------------|-------------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 視覚障害 | 1級～5級 | | |
| 聴覚障害 | 2級 および 3級 | | |
| 平衡機能障害 | 3級 および 5級 | | |
| 音声・言語機能障害 | 3級 | | |
| 身体障害者 肢体不自由 | 上肢 | 1級 および 2級 | |
| | 下肢 | 1級～6級 | 1級～3級 |
| | 体幹 | 1級～3級 および 5級 | 1級～3級 |
| | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢 | 1級 および 2級 |
| | | 移動 | 1級～6級 |
| 心臓機能障害 | 1級 および 3級 | | |
| 腎臓機能障害 | 1級 および 3級 | | |
| 肝臓機能障害 | 1級 および 3級 | | |
| 呼吸器機能障害 | 1級 および 3級 | | |
| ぼうこうまたは直腸の機能障害 | 1級 および 3級 | | |
| 小腸の機能障害 | 1級 および 3級 | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級～3級 | | |
| 知的障害者 | 療育手帳Aの方またはBのうち小学校未就学の方 | | |
| 精神障害者 | 手帳(通院医療費の公費負担番号の記載のあるものに限る)の等級が1級の方 | | |

※自動車税(県税)については、自動車税センター(076-424-9211)へお問い合わせください。

【減免対象者】

障がいの程度が一定基準以上に該当する方(別表のとおり)
(注)減免となるのは1人1台です。自動車税(県税)の減免と併せて受けることはできません。

【申請に必要なもの】※申請は毎年度必要です。

- (1)軽自動車税減免申請書
- (2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(写し)
- (3)運転免許証(写し)
- (4)車検証(写し)※電子車検証の場合は検査事項証明書も併せて提出してください。
- (5)納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード
- (6)窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

※令和7年度に減免を受けている車両については、3月末に継続用の減免申請書を郵送します。初めて申請される方は、窓口へ減免申請書がありますので手続きをお願いします。

【申請期間】

4月1日(水)～6月1日(月)
※申請期間を過ぎると受付できません。

【提出先】

税務課 市民税係または各市民センター

【問い合わせ】

税務課 市民税係 ☎076312312005

小中高校 **新1年生** のお子さんをお持ちの方へ 入学支援金

小中高校等に入学することも^(※1)を持つ保護者^(※2)を対象に、入学支援金を支給します。所得制限はありません。

| | | |
|-------|-------------------|------|
| 支援金の額 | 小学校1年生（義務教育学校1年生） | ：3万円 |
| | 中学校1年生（義務教育学校7年生） | ：4万円 |
| | 高校1年生（高等専門学校1年生） | ：5万円 |

手続きに必要なもの

- ・ 高校生の令和8年度の学生証または在学証明書
- ・ 振込先口座の通帳 等

高校生 のお子さんをお持ちの方へ 高校生通学支援金

高校生等^(※3)を持つ保護者^(※2)を対象に、通学支援金を支給します。所得制限はありません。令和7年度以前に申請された方も、改めて申請が必要です。

支援金の額 **公共交通機関、スクールバスの通学定期券購入費の1/2以内の金額**（上限10万円、低所得世帯・ひとり親世帯は上限20万円）

手続きに必要なもの

- ・ 高校生の令和8年度の学生証または在学証明書
- ・ 購入した通学定期券（スクールバスの場合は通学定期券及び領収書）^(※4)
- ・ 振込先口座の通帳 等

**市内に住所がある対象年齢のお子さんの世帯へ、4月以降に申請案内を送付します。
案内が届きましたら申請してください。**

- ※1 義務教育学校、高等専門学校も含む。令和8年4月以降の入学で概ね16歳以下の方。高校等の転入学・編入学は、過去に子育て応援入学金または高校入学支援金を受給していない場合のみ対象。（「子育て応援入学・卒業祝い金」は令和6年度で終了しました。）
- ※2 市内に住所がある父または母。こどもの住所は問いません。
- ※3 高校等に在学する概ね18歳以下の方（高等専門学校の場合は、1～3年生に限る。）
- ※4 城端線でICOCAの使用が開始されます。ICOCAの使用に関して通学支援金の対象となるのは、「ICOCA定期券」で通学される場合のみです。（スクーリングを除く）

問い合わせ こども課 子育て応援係 ☎0763-23-2010

4月1日(水)から 南砺デジタルプレミアム商品券がご利用できます

「対象店舗」は、南砺デジタルプレミアム商品券専用ホームページ、店頭ポスターでご確認ください。「対象店舗」は随時更新されます。

対象店舗はこちら



当選通知 4月1日(水) 10時

2次元コードの「3.当選通知 4/1～」を参照し
申込結果をご確認ください。

こちらを参照ください



購入/利用開始

4月1日の「当選通知」後に購入可能です。
購入手続き後すぐにご利用できます。

購入場所 《期間全日》 セブン銀行ATM

(全国のセブンイレブン店舗内ほか)

ATMの操作方法はこちらを
ご確認ください。



《期間限定特設会場》

アスモ1階 4月1日(水)～5日(日) 11時～13時、16時～18時

五箇山総合案内所 4月1日(水)～5日(日) 10時～16時

福光会館2階 4月1日(水)～3日(金)、6日(月)、7日(火)10時～15時

購入期限 4月15日(水) 23時59分

利用期限 6月30日(火) 23時59分

【問い合わせ】コールセンター：TOYAMA ONE Wallet事務局 ☎050-8882-6960 10時～17時
対面窓口：株式会社ティエスティテクノ（南砺市遊部864）受付時間 平日 9時～17時

国の重点支援地方交付金活用事業

市内のアパートに暮らすみなさんの 家賃を支援します

○補助金の対象者 (以下のすべてを満たすこと)

- 令和7年4月1日以降に民間賃貸住宅に入居し、交付対象者として指定を受けた方(ただし、令和7年度に限り令和7年3月1日以降に入居した方を含む)
- 申請を行う時点で、34歳以下の方が同一世帯内に含まれていること
- 賃貸借契約の名義人であり、市の住民基本台帳に記録されている方(外国人の方は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有する方)

○補助金の額

- 補助金の額は賃貸料の月額2分の1の額で、1ヵ月で最大2万円。
(申請を受けた月の翌月から最大3年間)

詳細はこちら



市内に暮らすみなさんの 奨学金返還を支援します

下記の条件に該当する方でまだ申請をされていない方は、ご相談ください！

○奨学金返還支援事業の対象者

(以下のすべてに該当する方)

- 大学・高校等の在学中に奨学金の貸与を受けた方で、令和5年4月1日以降に奨学金の返還を開始する方
- 申請する年度の4月1日現在で34歳以下の方で、申請日において継続して6ヵ月以上市に定住しており、申請日から5年以上南砺市で住み続ける意思がある方
- 奨学金の返還に係る他の補助金等の交付を受けていない方
- 市税その他の市に対する納付金を滞納していない方

詳細はこちら



問い合わせ 南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 ☎0763-23-2037 (4月1日から政策推進課 移住定住係 ☎0763-23-2052)



冬眠明けのクマ出没注意！ 人身被害を防ぐために！

春はクマが冬眠（冬ごもり）から覚め、食べ物を求めて活発に行動します。また、冬の間に出産した仔グマを連れてきた母グマは神経質になっています。人身被害の発生を防ぐため、次のことに注意してください。

①クマと遭遇しない・鉢合わせを避ける！

◎クマの出没状況を確認する！

最新のクマ出没情報は、「くまっぷ」でご確認いただけます。



くまっぷ

また「なんと！緊急メールサービス」・「南砺市防災アプリ」にご登録いただくと、クマ出没情報の通知を受け取れます。

登録は2次元コードから！ご登録よろしくお願ひします。



なんと！
緊急メールサービス



防災アプリ
(Android)



防災アプリ
(iOS)

◎森やヤブに近づかない！

山や森などクマが出没しやすい場所には、十分な注意が必要です。

冬眠明けのクマは植物の新芽や、山菜を求めて行動するため、山菜の多いところではクマと出会いやすくなります。

自分の命を守るための行動をお願いします。

◎クマに自分の存在を知らせる！

森やヤブのほか野外で活動する際は、単独行動を避けましょう！

鈴や笛、ラジオなど音が出るものを携帯し、クマに人間の存在を知らせましょう。

○それでもクマと出会ってしまったら

ゆっくりと後ずさりしながら、距離を取り、静かに立ち去りましょう。

また、不測の事態に備え、クマからの被害を軽減するための準備をしましょう。

- ・ヘルメット…クマは首から上への攻撃が多い傾向があります。
- ・クマ撃退スプレー…登山用具店などで購入することができます。



②クマを引き寄せない！

◎クマの誘因物は適切に処理する！

集落付近で、食べ物を覚えてしまうと、繰り返しクマが通ってしまうため集落内の誘因物をクマに食べさせないように管理することが必要です。自宅や山林境周辺に生ごみ等、クマのエサとなるようなものを置かないようにしましょう。

■放任果樹等伐採費用の支援

集落内の柿や栗はクマを引き寄せる要因となります。放置されている果樹の伐採費用は、一部補助があります。

- ・対象経費の2/3を助成

(伐採果樹1本あたり上限10,000円)

※対象経費：消耗品費、燃料費、保険料、出役賃金、委託料等

- ・自治会、集落等の地区単位での実施が原則です。(個人での申請はできません)



詳しくはこちら

**クマを目撃、または痕跡を発見した場合は、
速やかに通報をお願いします。**

問い合わせ 森林・農地整備課 ☎0763-23-2017

飼い犬の登録と狂犬病予防接種

狂犬病は、人や動物に感染するとほぼ100%死亡に至る恐ろしい感染症ですが、ワクチン接種によって発病や流行を確実に阻止できます。

飼い犬には、年に1回の狂犬病予防接種が義務づけられています。次の日程で予防注射を実施しますので、最寄りの会場で接種を受けてください。

令和8年度 狂犬病予防集合注射日程表

| 月日 | 時間 | 地域 | 実施場所 |
|----------|-------------|----|-------------|
| 4月16日(木) | 9:00~ 9:20 | 福野 | 福野北部交流センター |
| | 9:35~ 9:45 | | 安居集会所 |
| | 10:10~10:20 | 福光 | 南蟹谷交流センター |
| | 10:45~11:00 | | 西太美交流センター |
| 4月19日(日) | 9:00~ 9:50 | 城端 | 城端市民センター |
| | 10:15~11:05 | 井波 | 井波市民センター |
| 4月21日(火) | 9:20~ 9:30 | 利賀 | 利賀市民センター |
| | 10:10~10:20 | 平 | 平市民センター |
| | 10:35~10:45 | 上平 | よしのや 道向かい |
| | 11:05~11:15 | | 上平交流センター |
| 4月23日(木) | 9:30~10:10 | 福光 | 南砺市役所(福光庁舎) |
| | 10:25~10:40 | | 北山田交流センター |
| | 10:50~11:05 | 井口 | 井口市民センター |
| 4月26日(日) | 9:00~ 9:50 | 福野 | 福野市民センター |
| | 10:10~11:00 | 福光 | 南砺市役所(福光庁舎) |

※動物病院でも予防接種を受けられます。後日郵送する案内ハガキを必ず持参してください。

《持参するもの》 ※お釣りのないようにご協力をお願いします。

- ・ 予防接種手数料 **合計 3,500円** (内訳 注射料:2,950円 注射済票:550円)
※これまでの3,300円から3,500円に変更となります。ご注意ください。
- ・ 案内ハガキ (登録済みの方には黄色の封筒で郵送します)

《お願い》

- ・ 犬の扱いに慣れた方がお越しく下さい。
- ・ 送付した案内ハガキは、注射当日忘れずに持参してください。(裏面の予診票を必ず記入願います)
- ・ また、次のような場合は必ず生活環境課または最寄りの市民センターへ届出をお願いします。

○新たに犬を飼い始めたとき

犬の登録申請(手数料3,000円)

○飼い犬の所在地や、飼い主の氏名・住所に変更があったとき

登録事項変更届(飼い主が変わった場合、新しい飼い主が提出)

○飼い犬が死亡したとき

死亡届(鑑札及び注射済票の返納)

犬の鑑札・注射済票は必ず首輪に装着しましょう

問い合わせ 生活環境課(4月1日から市民協働課) ☎0763-23-2035



市営バス「なんバス」からのお知らせ

4月1日(水)から、市営バス「なんバス」、
デマンドタクシーが利用しやすくなります！
詳細は、改正後のなんバス時刻表をご確認ください。

市営バス 主な改正内容

「安居循環線」(左回り)の運行エリアを拡大します

高瀬西地域の「高瀬西交流センター」「三清」「雨潜」バス停、福野東部地域の「福野東部交流センター」バス停が追加されます。
※事前予約制のデマンドバス方式となりますので、前営業日の17時までに上記路線名と乗降されるバス停を運行事業者にご連絡ください。

「福光・福野循環線」の石黒地域を運行するルートが変わります

「岩木公民館前」～「松木口」間の運行ルートが変更となり、「石黒交流センター」バス停が追加されます。

めく森の郷正面にバスが停車します

「土山線」及び「井波福光線」に「めく森の郷正面口」バス停が新設されます。



4月1日からのなんバス時刻表は市HPでもダウンロードできます。

デマンド タクシー 主な改正内容

井波・城端地域で運行しているデマンドタクシー事業(1乗車1人500円)について、4月1日(水)より事業内容を一部改正します。

城端地域 デマンドタクシー事業

当日予約が可能になります。
運行日の当日1時間前までに運行事業者にご連絡ください。

運行概要や
予約方法は
こちら



井波地域デマンドタクシー事業

- 当日予約が可能になります。運行日の当日4時間前までに運行事業者にご連絡ください。
- 予約された全ての方が利用可能になります(年齢制限及び会員登録制を撤廃します)
- 障がい者・介護者の運賃が半額になります

運行概要や
予約方法は
こちら



問い合わせ 政策推進課 ☎0763-23-2052 (4月1日から未来創造課 ☎0763-23-2050)

なんとセツメール隊からの
重要なお知らせ



南砺市

市政出前講座

令和8年度からのなんとセツメール隊の派遣日時が下記のとおり変更となります。

変更前 → 平日・休日にかかわらず午前9時から午後9時

変更後 → 平日 午前9時から午後9時

令和8年度は 4月1日から受付開始となります。開催日の1か月前までにお申込みください。

問い合わせ 南砺で暮らしませんか課(4月1日から市民協働課) ☎0763-23-2037